

「令和3年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する意見・情報の
募集結果について

1. 実施期間 令和3年2月24日～令和3年3月25日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 5通

4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報 [※]	食品安全委員会の回答
1	<p>食品添加物、農薬、化学肥料、遺伝子組換え、ゲノム編集など、不自然な食べ物がどんどん増えています。そしてNHKでも取り上げていたようですが、その私たちの選択が気候変動や自然災害、食糧難の危機として返ってきています。今までの『科学的根拠』を見直すべきではないでしょうか。『ただちに影響はない』『影響があるとは考えられない』という根拠のない逃げ口上ではなく『安全である』という科学的根拠のみで安全と結論づけ、人体への複合的、長期的な影響や子孫への影響など誰にもわからないことは分らないと示すことが『偽りのない根拠』だと思えます。また、御用学者や利害関係企業の研究結果のみを周知させようとするのはやめていただきたいです。2016年に日本政府は多国籍企業や投資家の意見を聞いて政策をとると約束しておりその通りに政策が進められていま</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>食品の安全については、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されることが必要です。食品安全委員会は、このような考え方の下、引き続き、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて食品健康影響評価を</p>

	<p>す。国民の命や健康、未来の地球や子どものことなどこの次でお気の毒ですが利権とご自身の身を守ることで精一杯です。毎日のように企業に政治が買われていることが報道され『行政が歪められたことはない』と虚しい言葉が繰り返されています。食については、予防原則に則って進めていただきたいです。</p>	<p>行ってまいります（食品安全基本法第5条、第11条第3項）。</p> <p>なお、農薬、遺伝子組換え食品、添加物等の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省及び農林水産省へお伝えします。</p>
2	<p>未来を担う子どもたちに食べさせる食事、給食は農薬や化学肥料を使わずに育てた安心安全なものにしてほしいです。給食のパンの小麦は良質なものにしてほしいです。</p> <p>特に子どもたちの食べるものにはネオニコチノイドや除草剤は使用はしないように農薬の基準を世界基準で考えてください。添加物においても世界中で使用されていない添加物を日本は許可しているので、人体に影響を及ぼす添加物の使用基準を厳しく見直してほしいです。</p> <p>身体に害のある遺伝子組換え作物やぶどう果糖液糖、組換えコーンスターチ、デキストリンなどの沢山の添加物や遺伝子組換え作物の使用を認めないでください。</p> <p>日本には季節があり食物は旬のものもあり豊かです。昔から受け継がれてきた種や在来種を守ってほしいです！</p>	
3	<p>まず、海外 特にアメリカからの遺伝子組み換え食品・ゲノム編集食品・各国で使用禁止になっているグリホサートなどの毒性が強い除草剤や、ネオニコなどの殺虫剤がたっぷり使われている食品の輸入を全面禁止にして頂きたいです。</p> <p>又、同じく日本の農業においても農作物へのグリホサートやネオニコなど毒性が強い化学農薬の取り扱いはEUのように禁止にしてください。</p>	

	<p>日本の未来を担う子供達を守る為に、日本の学校給食で出される食物は、韓国のように有機・もしくは自然栽培のものを提供するよう定めて下さい。それが無理なく持続的に続くよう行政や国はしっかりと管理・保証して下さい。</p>	
4	<p>・リスクコミュニケーションで、農薬に重点を置くとのことだが、その内容が「農薬は適切に使用されており、残留農薬の上限基準は100の安全係数で除しているの、まず人体には影響ない」ということにならないようお願いします。</p> <p>日本で使われ（残留が許容され）ている農薬の成分数や種類数の多さ、世界各国との残留農薬基準の比較も当然周知すべき。</p> <p>・企業からの申請に基づく評価は、申請から1年以内という目安だが、国民のリスク回避のためには「1年以内に」という足かせは無くし、期間短縮のために企業提出の検証結果をうのみにする結果とならないよう、十分注意すべき。疑義のあるものはきちんと精査するということが、疑義の起きないように上手に検証結果を作り上げられていたら、どうするのか？</p>	<p>食品安全委員会は、令和3年度のリスクコミュニケーションの重点テーマを「農薬」とし、科学的知見に基づいて、中立、公正な立場で行った残留農薬の食品健康影響評価について、分かりやすい説明に取り組んでまいります。さらに、国民から信頼できる情報の入手先となるよう取り組んでまいります。</p> <p>農薬の成分数、種類数や残留農薬基準の設定に関しては、これらのリスク管理を実施している厚生労働省、農林水産省へお伝えします。</p> <p>食品健康影響評価に使用する資料については、国際機関の指針等も参考にして、リスク管理機関が法令等に基づき、試験成績の信頼性が確保されたものの提出を求めているものです。</p> <p>評価においては、原則として、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いることとしており、食品安全委員会においても、個別の試験結果について、試験条件、試験結果等のデータの科学的な信頼性を確認しています。また、必要な場合は追加の資</p>

	<p>・世界一の残留農薬、添加物、遺伝子組み換え品容認国といわれるわが国で、それらの複合影響を検証しないのはおかしい話。言い訳として「国際機関でその必要はないといわれている」とか「複合影響の検証方法が確立されていない」とかいうのはやめて、「非自然食品先進国」の日本が主導して検証方法を確立するようお願いします。</p>	<p>料提出や試験実施を求め、十分な審議により評価を行っています。</p> <p>現在、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）や JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、食品安全委員会においても、引き続き最新の情報の収集と提供に努めてまいります。</p>
5①	<p>1. 引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、国民が食品安全委員会をより身近に感じ、正しい情報を確実に得られるような工夫を行ってください。</p> <p>【第6 リスクコミュニケーションの促進】 に関して</p> <p>2021 年度運営計画（案）では、引き続き戦略的なリスクコミュニケーションが重点に挙げられており、今年度のテーマが「農薬」と示されました。この間、ネオニコチノイド系農薬やグリホサートについて、国民の関心が高まっている状況を踏まえ、整理された情報が貴委員会から周知されることを期待します。</p> <p>2020 年度に実施した意識調査の結果を受け、対象者やニーズを踏まえた、より具体的な対応策が示されました。これらは、消費者の安全・安心な食生活を守る上で有益であり、当会は前向きに評価します。着実に実施してください。</p> <p>一般消費者に対しては、目に留まりやすく、専門的な知識がなくても理解できる伝え方や</p>	<p>食品安全委員会は、リスク評価機関としての認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施します。</p> <p>具体的には、令和2年度に実施した「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」の報告を踏まえ、例えばインターネットによる動画の配信やオンラインセミナーの開催など、一般消費者に一層わかりやすい情報発信のあり方や双方向のリスクコミュニケーションを目指します。</p> <p>さらにマスメディアとの関係では、食品の安全に関する正しい情報が発信されるよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ</p>

	<p>見せ方の追求も重要です。文字情報ばかりでなく、画像や動画を効果的に活用してください。また、SNSのアンケート機能を用いて消費者の理解度を定期的に測定・分析するなど、消費者の「声」に耳を傾けながら、活発な議論が生まれるよう、双方向のリスクコミュニケーションを実現させてください。</p> <p>消費者がリスクアナリシスの枠組みを理解し、貴委員会の存在や役割を知るなどリスク評価機関としての認知度が向上する施策を進めてください。</p> <p>メディアに対して教育的要素を盛り込んだリスクコミュニケーションを積極的に実施してください。多くの消費者はメディアを通して日々情報を得ていますが、必ずしも発信内容が適正であるとは言えません。消費者が正しく情報を理解できるよう、メディアへの周知を行ってください。</p> <p>5② 2. 過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。リスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的な再評価の仕組みや優先順位の設定などを検討してください。</p> <p>【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の推進】に関して</p> <p>食品安全基本法が制定され、貴委員会が発足して以降、食品添加物の指定に関して適切にリスク評価が行われ、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性評価が不十分なものも存在します。</p> <p>2021 年度から開始される農薬の再評価制度のように、食品添加物についても国内外の最</p>	<p>設定を行い、意見交換会等を実施します。</p> <p>食品添加物の安全の確保については、食品添加物の基準や規格を定めている厚生労働省において危害情報を収集・分析した上で、リスク管理の在り方を検討すべきものです。頂いた御意見については、厚生労働省にお伝えいたします。</p> <p>厚生労働省が食品添加物の規格・基準を設定・変更しようとする際には、食品安全委員会は科学的な視点から食品健康影響評価を行います。</p>
--	---	--

	<p>新の科学的知見を収集し、定期的に優先順位を設定したうえで、適切に評価するという一連の仕組みの構築を厚生労働省と協議して検討してください。</p> <p>5③ 3. 整備されていない分野の健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。</p> <p>【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】に関して</p> <p>未策定の「アレルギー」の評価ガイドラインの策定を早急に進めてください。また 2021 年度計画（案）に示されているように「添加物」「微生物」「薬剤耐性菌」の評価ガイドラインの改訂の検討を着実に進めてください。</p> <p>5④ 4. いわゆる「健康食品」を重点化し、周知や理解促進に取り組んでください。</p> <p>【第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項（2）重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して</p> <p>消費者の周りには、機能性表示食品をはじめとする多種多様な「健康食品」が存在し、気軽に手にすることができます。近年、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しない形態や摂取方法による健康被害が発生しています。</p> <p>一方で、消費者が「健康食品」の正しい使い方やそのリスクについて、学ぶ機会はほとんどありません。消費者はそれらを十分に理解しないまま摂取し、健康被害が発生している</p>	<p>アレルギーを含む食品については、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）での調査審議において、現在の状況では精緻なリスク評価を行うには知見が不十分であることが指摘されています。WG では、今後、科学的知見が揃い、複数の特定原材料の品目について具体的な評価を行った後に、評価指針策定の必要性・妥当性を含め、改めて検討することとしています。</p> <p>なお、「添加物」「微生物」及び「薬剤耐性菌」の評価ガイドラインについては、改訂の検討を着実に進めてまいります。</p> <p>いわゆる「健康食品」については、2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで消費者団体の勉強会や大学院に講師を派遣し、「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」の解説を行ったほか、Facebook 等を通じて情報提供を行いました。</p> <p>令和3年度においても、引き続き積極的に「健康食品」に関する意見交換や情報提供を行ってまいります。</p>
--	--	---

のが現状です。貴委員会が実施した一般消費者などの国民に対する意識調査では、ハザードごとの不安の程度・情報発信の必要性の2項目において「健康食品」が上位に入っています。一つでも多くの健康被害を減らすため、情報発信の方法および内容の工夫や丁寧なリスクコミュニケーションを行うべきです。

特に「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者にとって分かりやすく有用な情報であり、広く周知されるべきです。この報告書やメッセージに関する冊子や情報の認知度を向上し、消費者にとって「あたりまえ」な知識となるような工夫を行ってください。必要に応じて、厚労省、消費者庁、地方自治体や消費者団体等と連携を図り、重点的に進めてください。

※頂いたものをそのまま掲載しています。